

## 「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定締結」に係る技術資料の提出依頼について

標記について、富士川砂防事務所との協定締結を希望する場合は下記要領により技術資料を提出されたく公募します。

災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定(下記に示す各出張所管内)(以下「協定」という。)の締結は、工事発注ではないことから現説資料の送付及び入札はありません。提出された技術資料に基づき審査のうえそれぞれ1社の決定となります。

### 1. 災害時(富士川砂防事務所管内)における応急復旧・応急対応等に関する協定の対象区域

- (1) 釜無川出張所管内
- (2) 白州出張所管内
- (3) 早川出張所管内

### 2. 技術資料の作成及び提出に関する事項

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付します。

##### 1) 交付場所：関東地方整備局富士川砂防事務所総務課

〒400-0027 山梨県甲府市富士見2-12-16  
電話055-252-7129 (代)内線224

##### 2) 交付期間：平成20年3月5日(水)から平成20年3月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

##### 3) 交付方法：受付簿記載(会社名・住所ほか)後、手渡し(無料)

#### (2) 技術資料の作成及び提出

1) 技術資料は、技術資料作成要領に示す様式及び留意事項等に基づき作成願います。

2) 技術資料は次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

- ・受付期間：平成20年3月5日(水)から平成20年3月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

- ・受付場所： 交付場所に同じ。

### 3. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は、以下のとおりとします。

- (1) 砂防工事施工実績
  - 1) 平成8年4月1日以降（過去11年間）における、山梨県内又は長野県富士見町における、本依頼書4.(3)の同種工事の施工実績
  - 2) 平成8年4月1日以降（過去11年間）における、近隣地域内（山梨県内又は長野県内）の工事施工実績（一般土木工事又は維持修繕工事）
  - 3) 平成8年4月1日以降（過去11年間）における、関東地方整備局管内における災害応急復旧工事の実績
- (3) 資格保有者（1級土木施工管理技士）  
1級土木施工管理技師の資格保有者数
- (4) 安全管理等の状況  
審査基準日における安全管理の状況及び不誠実な行為の有無
- (5) 工事成績
  - 1) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事における平成17年度より平成18年度までの工事成績
  - 2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事又は維持修繕工事における平成17年度から平成18年度までの優良工事表彰の有無
- (6) 災害時応急復旧ための協定締結数と締結機関  
既に締結されている、災害時の応急復旧のための協定の有無と締結機関
- (7) 地域特性  
本店所在地から協定管内の各出張所までの距離。（最寄りの道路利用）
- (8) 人員の確保と建設資器材の備蓄等（契約リース会社備蓄含む）の状況

### 4. 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

- (1) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成19・20年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事B、C等級かつ維持修繕工事に認定されているものであること。
- (2) 以下に示す市町村内に、建設業法に基づく本店を有すること。
  - 1) 釜無川出張所管内の協定締結を希望する会社  
北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町、長野県富士見町
  - 2) 白州出張所管内の協定締結を希望する会社  
北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町、長野県富士見町
  - 3) 早川出張所管内の協定締結を希望する会社  
甲斐市、甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、身延町、南部町

(3) 平成8年4月1日以降（過去11年間）に、山梨県内又は長野県富士見町において、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限ります。）

・同種工事：砂防工事とする。

## 5. その他

(1) 本協定の締結期間は平成21年3月までとする。ただし富士川砂防事務所、協定会社いずれかの意志表示がない場合は、1年毎に契約を更新し最大3年間（平成23年3月まで）の締結期間とします。

(2) 本協定締結は、平成20年3月下旬を予定しています。

平成20年3月5日